

(別紙19-1)

21年度成立予算における政策評価体系図 【基本(実施)計画(21年3月策定)】	
基本目標	
施策目標	
Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	
1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2	医療従事者の資質の向上を図ること
3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
1	医療情報化インフラの普及を推進すること
2	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること
1	政策医療を向上・均てん化させること
5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
3	適正な移植医療を推進すること
4	原子爆弾被爆者等を援護すること
6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
3	医薬品の適正使用を推進すること
7	安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること
1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
8	保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること
1	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること
9	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
10	国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
11	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること
2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
3	安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照)
4	母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5を参照)
5	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照)
12	健康危機管理を推進すること
1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること
Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	
1	食品等の安全性を確保すること
1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
2	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること
1	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること
3	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること
1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること
4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること
5	生活衛生の向上・推進を図ること
1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

22年度概算要求における政策評価体系図 【基本(実施)計画(21年3月策定)】		政策評価調書番号
基本目標		
施策目標		
Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	
1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	I-1-1
2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	
1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	I-2-1
2	医療従事者の資質の向上を図ること	I-2-2
3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	
1	医療情報化インフラの普及を推進すること	I-3-1
2	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	I-3-2
4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	
1	政策医療を向上・均てん化させること	I-4-1
5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	
1	感染症の発生・まん延の防止を図ること	I-5-1
2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	I-5-2
3	適正な移植医療を推進すること	I-5-3
4	原子爆弾被爆者等を援護すること	I-5-4
6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	
1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	I-6-1
2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	I-6-2
3	医薬品の適正使用を推進すること	I-6-3
7	安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	
1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	I-7-1
8	保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること	
1	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	I-8-1
9	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	
1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	I-9-1
10	国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	
1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	I-10-1
2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	I-10-2
11	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	
1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	I-11-1
2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	I-11-2
3	安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照)	I-11-3
4	母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5を参照)	I-11-4
5	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照)	I-11-5
12	健康危機管理を推進すること	
1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	I-12-1
Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること		
1	食品等の安全性を確保すること	
1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	II-1-1
2	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	
1	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	II-2-1
3	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること	
1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	II-3-1
4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること	
1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	II-4-1
5	生活衛生の向上・推進を図ること	
1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること	II-5-1

厚生労働省

政策評価調書(政策評価体系図)

Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	
1 労働条件の確保・改善を図ること	
1 労働条件の確保・改善を図ること	
2 安全・安心な職場づくりを推進すること	
1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	
3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	
1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	
2 被災労働者等の社会復帰促進・支援等を図ること	
4 勤労者生活の充実を図ること	
1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	
2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	
5 パートタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅴ施策目標1-1を参照)	
6 安定した労使関係等の形成を促進すること	
1 労使関係が将来にわたり安定的に移移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	
7 個別労働紛争の解決の促進を図ること	
1 個別労働紛争の解決の促進を図ること	
8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	
1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	
Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	
1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	
1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	
2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	
1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	
1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	
4 求職活動中の生活の保障等を行うこと	
1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	
Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	
1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	
1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	
2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	
1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること	
2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること	
3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	
1 技能継承・振興のための施策を推進すること	
Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること	
1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	
1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	
2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること	
1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること	
2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	
3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	
3 子育て家庭の生活の安定を図ること	
1 子育て家庭の生活の安定を図ること	
4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目ない支援体制を整備すること	
1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	
5 母子保健衛生対策の充実を図ること	
1 母子保健衛生対策の充実を図ること	
6 総合的な母子家庭等の自立を図ること	
1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること	
Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	
1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	
1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	
2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	
1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	

Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	
1 労働条件の確保・改善を図ること	
1 労働条件の確保・改善を図ること	Ⅲ-1-1
2 安全・安心な職場づくりを推進すること	
1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	Ⅲ-2-1
3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	
1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	Ⅲ-3-1
2 被災労働者等の社会復帰促進・支援等を図ること	Ⅲ-3-2
4 勤労者生活の充実を図ること	
1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	Ⅲ-4-1
2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	Ⅲ-4-2
5 パートタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅴ施策目標1-1を参照)	Ⅲ-5-1(再掲)
6 安定した労使関係等の形成を促進すること	
1 労使関係が将来にわたり安定的に移移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	Ⅲ-6-1
7 個別労働紛争の解決の促進を図ること	
1 個別労働紛争の解決の促進を図ること	Ⅲ-7-1
8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	
1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	Ⅲ-8-1
Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	
1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	
1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	Ⅳ-1-1
2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	
1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	Ⅳ-2-1
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	
1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	Ⅳ-3-1
4 求職活動中の生活の保障等を行うこと	
1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	Ⅳ-4-1
Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	
1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	
1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	V-1-1
2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	
1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること	V-2-1
2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること	V-2-2
3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	
1 技能継承・振興のための施策を推進すること	V-3-1
Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること	
1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	
1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	Ⅵ-1-1
2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること	
1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること	Ⅵ-2-1
2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	Ⅵ-2-2
3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	Ⅵ-2-3
3 子育て家庭の生活の安定を図ること	
1 子育て家庭の生活の安定を図ること	Ⅵ-3-1
4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目ない支援体制を整備すること	
1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	Ⅵ-4-1
5 母子保健衛生対策の充実を図ること	
1 母子保健衛生対策の充実を図ること	Ⅵ-5-1
6 総合的な母子家庭等の自立を図ること	
1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること	Ⅵ-6-1
Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	
1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	
1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	Ⅶ-1-1
2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	
1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	Ⅶ-2-1

厚生労働省

政策評価調書(政策評価体系図)

3	災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	
	1 災害に際し応急的な支援を実施すること	
4	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	
	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	
5	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	
	1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	
	2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	
	3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	
	4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	
Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること		
1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	
	1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	
	2 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	
Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること		
1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	
	1 公的年金制度の持続可能性を確保すること	
	2 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること	
2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	
3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	
	1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	
	2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	
Ⅹ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること		
1	国際社会への参画・貢献を行うこと	
	1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること	
	2 二国間等の国際協力を推進すること	
2	国際化に対応した施策を推進すること(再掲)	
	1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1、基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照)	
	2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)	
	3 公的年金制度の持続可能性を確保すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)	
	4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	
ⅩⅠ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること		
1	国立試験研究機関の体制を整備すること	
	1 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること	
2	研究を支援する体制を整備すること	
	1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	
3	厚生労働分野の研究開発を推進すること(再掲)	
	1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)	
	2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-2を参照)	
	3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標9-1を参照)	
	4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標11-1-2を参照)	
	5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)	
ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること		
1	電子政府推進計画を推進すること	
	1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	
2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)	
	1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照)	
	2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標10-1を参照)	
	3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-2を参照)	
3	その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)	
	1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標4-1を参照)	
	2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照)	
	3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)	

3	災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	
	1 災害に際し応急的な支援を実施すること	Ⅶ-3-1
4	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	
	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	Ⅶ-4-1
5	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	
	1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	Ⅶ-5-1
	2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	Ⅶ-5-2
	3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	Ⅶ-5-3
	4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	Ⅶ-5-4
Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること		
1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	
	1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	Ⅷ-1-1
	2 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	Ⅷ-1-2(再掲)
Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること		
1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	
	1 公的年金制度の持続可能性を確保すること	Ⅸ-1-1
	2 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること	Ⅸ-1-2
2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	Ⅸ-2-1(再掲)
3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	
	1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	Ⅸ-3-1
	2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	Ⅸ-3-2
Ⅹ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること		
1	国際社会への参画・貢献を行うこと	
	1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること	Ⅹ-1-1
	2 二国間等の国際協力を推進すること	Ⅹ-1-2
2	国際化に対応した施策を推進すること(再掲)	
	1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1、基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照)	Ⅹ-2-1(再掲)
	2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)	Ⅹ-2-2(再掲)
	3 公的年金制度の持続可能性を確保すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)	Ⅹ-2-3(再掲)
	4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	Ⅹ-2-4(再掲)
ⅩⅠ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること		
1	国立試験研究機関の体制を整備すること	
	1 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること	ⅩⅠ-1-1
2	研究を支援する体制を整備すること	
	1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	ⅩⅠ-2-1
3	厚生労働分野の研究開発を推進すること(再掲)	
	1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)	ⅩⅠ-3-1(再掲)
	2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-2を参照)	ⅩⅠ-3-2(再掲)
	3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標9-1を参照)	ⅩⅠ-3-3(再掲)
	4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標11-1-2を参照)	ⅩⅠ-3-4(再掲)
	5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)	ⅩⅠ-3-5(再掲)
ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること		
1	電子政府推進計画を推進すること	
	1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	ⅩⅡ-1-1
2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)	
	1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照)	ⅩⅡ-2-1(再掲)
	2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標10-1を参照)	ⅩⅡ-2-2(再掲)
	3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-2を参照)	ⅩⅡ-2-3(再掲)
3	その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)	
	1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標4-1を参照)	ⅩⅡ-3-1(再掲)
	2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照)	ⅩⅡ-3-2(再掲)
	3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)	ⅩⅡ-3-3(再掲)

會計：一般會計

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

[illegible]

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管：厚生労働省

会計:労働保険特別会計

組織又は勘定：労災勘定

[illegible]

所管:厚生労働省		会計:労働保険特別会計		組織又は勘定:雇用勘定																			
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	予定経費要求書 (項) (事項)	基本目標Ⅲ								基本目標Ⅳ				基本目標Ⅴ				基本目標Ⅵ				
			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	1	2	3	1	2	3	4	5	
			(2)					(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)				
Ⅲ－４－２	●	中小企業退職金共済等事業費				●																	
		中小企業退職金共済等事業に必要な経費																					
Ⅲ－６－１	●	労使関係安定形成促進費					●																
		安定した労使関係の形成促進に必要な経費																					
Ⅲ－７－１	●	個別労働紛争対策費						●															
		個別労働紛争対策に必要な経費																					
		職業紹介事業等実施費																					
Ⅳ－１－１	●	職業紹介事業等の実施に必要な経費								●													
Ⅳ－１－１	●	職業安定行政関係システムの最適化実施に必要な経費（成果显现事業）								●													
Ⅳ－２－１	●	地域雇用機会創出等対策費									●												
		地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要な経費																					
Ⅳ－３－１	●	高齢者等雇用安定・促進費										●											
		高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費																					
	◆	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費										◆											
		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金に必要な経費																					
	◆	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費										◆											
		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備に必要な経費																					
Ⅳ－４－１	●	失業等給付費											●										
		失業等給付に必要な経費																					
Ⅴ－１－１	●	職業能力開発強化費												●									
		職業能力開発の強化に必要な経費																					
Ⅴ－２－１	●	若年者等職業能力開発支援費													●								
		若年者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費																					
	◆	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費				◇						◇	◇		◇	◆							
		独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金に必要な経費																					
	◆	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費				◇						◇	◇		◇	◆							
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備に必要な経費																					
Ⅴ－２－２	●	障害者職業能力開発支援費														●							
		障害者に対する職業能力開発の支援に必要な経費																					
Ⅴ－３－１	●	技能継承・振興推進費															●						
		技能継承・振興の推進に必要な経費																					
Ⅵ－１－１	●	男女均等・育児環境整備費																●					
		仕事と家庭両立支援等に必要な経費																					
	◆	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費				◇			◇	◇		◇	◇					◆					
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金に必要な経費																					
	◆	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費				◇			◇	◇		◇	◇					◆					
		独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備に必要な経費																					
		業務取扱費																					
	×	業務取扱いに必要な経費																					
Ⅳ－４－１	●	失業等給付業務に必要な経費											●										
Ⅳ－１－１	●	職業安定行政関係システムの最適化実施に必要な経費（成果显现事業）									●												
	×	施設整備費																					
		施設整備に必要な経費																					
	×	雇用安定資金へ繰入																					
		雇用安定資金へ繰入れに必要な経費																					
	◆	保険料返還金等徴収勘定へ繰入							◆														
		保険料返還金等の繰入れに必要な経費																					
	×	予備費																					
		予備費																					

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:厚生労働省		会計:労働保険特別会計		組織又は勘定:徴収勘定																				
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書 (項) (事項)	基本目標Ⅲ								基本目標Ⅳ				基本目標Ⅴ				基本目標Ⅵ					
			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	1	2	4	1	2	3	4	5	6	
			(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)
⑦		業務取扱費																						
	×	業務取扱いに必要な経費																						
	●	労働保険適用徴収業務に必要な経費									●													
	●	石綿健康被害救済事業に必要な経費									●													
	●	労働保険適用徴収システムの最適化実施に必要な経費（成果重視事業）									●													
	◆	保険給付費等財源労災勘定へ繰入																						
		保険給付費等の財源の労災勘定へ繰入れに必要な経費		◇	◇	◇	◇	◇			◆													
	◆	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入																						
		失業等給付費等の財源の雇用勘定へ繰入れに必要な経費						◇			◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆			
	×	諸支出金																						
		保険料の返還等に必要な経費																						
	×	予備費																						
		予備費																						

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
●については政策評価の対象となっているもの
◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供 できる体制を整備すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I - 1 - 1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	31,462,520	34,134,187	51,068,402	62,413,768		
（ 補 正 後 ）	29,036,121	38,613,666	483,725,656			
前年度繰越額（千円）	297,295	609,049				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	-123,088	-59,826				
歳出予算現額（千円）	29,210,328	39,162,889				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	21,246,964	24,426,834				
翌年度繰越額（千円）	609,049	1,253,423				
不用額（千円）	7,354,315	13,482,632				
	<0>	<0>				

達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標①：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標②：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 個別目標①：医療計画に基づく医療連携体制を構築すること 【各都道府県の医療計画において定められた四疾病五事業に係る医療連携体制の構築率（％） （前年度以上/毎年度）】 医政局指導課調べにより測定 個別目標②：救急医療体制を整備すること 【心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率（％）（前年度以上/毎年度）】 「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」（総務省消防庁）により測定 個別目標③：周産期医療体制を確保すること 【周産期死亡率（％）（前年度以下/毎年度）】 「人口動態調査」（大臣官房統計情報部）により測定 個別目標④：へき地保健医療体制を確保すること 【無医地区の数（箇所）（前年度以下/毎年度）】 「無医地区等調査」（医政局指導課）により測定 ただし、5年ごとの調査であり、次回調査は平成21年度である 個別目標⑤：病院への立入検査の徹底 【病院への立入検査における指摘に対する遵守率（％）（前年度以上/毎年度）】 各都道府県からの報告にて測定 毎年度終了後に各都道府県等が厚生労働省に報告し、厚生労働省において、各都道府県等からの報告内容に不備がないか確認してから公表している
政策評価結果を受けて 改善すべき点	個別目標①：平成20年度から施行されている都道府県の医療計画を通じた医療機能の分化・連携がさらに推進されるよう、引き続き、医療計画に基づく医療連携体制の構築を促すために必要である。 個別目標②：救命救急センターについては、着実に整備が進められているところであるが（本事業は平成18年度から公立分が一般財源化されたため、実施箇所数が減少している）、地理的配置をみると、最寄りの救命救急センターまで長時間の搬送を要する地域も多数存在するなどの課題が残されていることから、引き続き本事業を実施し、救命救急センターの整備を推進することが必要である。 個別目標③：平成20年10月に東京都において妊婦死亡事案が発生したほか、妊産婦などの救急患者が救急医療機関や周産期医療機関に円滑に受け入れられない事案が発生しているところであり、引き続き、周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）や母体・胎児集中治療管理室（MFICU）の整備など、周産期医療体制の充実・強化、医療機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。 個別目標④：へき地における医師確保などが課題となっており、へき地の医療を支えるへき地医療支援機構やへき地医療拠点病院等に対する支援などに取り組んでいく必要がある。 個別目標⑤：医療機関行政情報システムを活用した情報収集、精査、情報提供等により、効果的な立入検査が行われているところであるが、都道府県からの報告が遅れる傾向にあることから、平成21年度においては、報告期限を6月末日に設定し、都道府県に報告を求めているところである。 引き続き、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、医療機関行政情報システムを活用し、病院への立入検査の徹底に取り組んでいく必要がある。

評価結果の予算要求等への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、医療提供体制を整備するため、必要な予算を要求することとした。 さらに、救急・産科等の支援のための事業等を新規施策として予算要求することとした。 (新規) ・小児救命救急運営事業 (平成22年度予算概算要求額：592百万円) ・総合周産期母子医療センター運営事業 (平成22年度予算概算要求額：4,160百万円) ・地域周産期母子医療センター運営事業 (平成21年度予算概算要求額：7,022百万円) (継続) ・医療施設近代化施設整備事業 (平成22年度予算概算要求額(医療提供体制施設整備交付金)：8,874百万円の内数 [平成21年度予算額(医療提供体制施設整備交付金)：9,860百万円の内数]) ・へき地医療支援機構運営事業 (平成22年度予算概算要求額：326百万円[平成21年度予算額：314百万円]) ・へき地医療拠点病院及びへき地診療所等運営事業 (平成22年度予算概算要求額：1,421百万円[平成21年度予算額：1,421百万円]) ・医療連携体制推進事業 (平成22年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金)：47,716百万円の内数 [平成21年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金)：35,785百万円の内数]) ・救命救急センター運営事業 (平成22年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金)：47,716百万円の内数 [平成21年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金)：35,785百万円の内数]) ・小児救急医療拠点事業 (平成22年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金)：47,176百万円の内数 [平成22年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金)：35,785百万円の内数]) ・小児救急医療拠点病院実施事業 (平成22年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金)：47,716百万円の内数 [平成21年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金)：35,785百万円の内数]) ・ドクターヘリ導入促進事業 (平成22年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金)：47,716百万円の内数 [平成21年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金)：35,785百万円の内数]) ○機構・定員要求 評価結果を踏まえ、救急・周産期医療等の強化・充実のため、H22年度機構・定員要求において以下の要求を行うこととした。 ・機構要求：医政局指導課救急・周産期医療等対策室(充て職)の振替設置(政策医療課 高度・専門医療指導官(充て職)の振替廃止) ・定員要求：1名(小児・周産期医療専門官) ○税制改正要望 ・評価結果を踏まえ、周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特別措置の延長要望等を行うこととした。
-------------------------	--

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること					番号	I－1－1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費	医療提供体制確保対策に必要な経費	3,998,962	4,541,435			
	A	2	一般	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費	医療提供体制の基盤整備に必要な経費	47,069,440	57,872,333			
	小計						51,068,402	62,413,768			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	〇〇本省	◆◆特別会計へ繰入						
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数			
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般	〇〇本省	〇〇研究費		< >	< >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■運営費		< >	< >			
	D	2	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■施設整備費		< >	< >			
	D	3					< >	< >			
	D	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							51,068,402 の内数	62,413,768 の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局

政策名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	番号	1－1－1																																																																			
政策の概要	国民の医療に対する安心と信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域全体で、発症から急性期、回復期を経て在宅等生活の場に復帰するまで切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。																																																																					
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 都道府県が医療計画において四疾病五事業に係る医療連携体制を定め、国が各種国庫補助等により医療計画に基づく都道府県の取組を支援することにより、地域の実情に応じた医療連携体制の構築が進んでいるものと考えられる。また、各種国庫補助等により、救命救急センターやへき地医療拠点病院等の数が増加しているところであり、これに伴い心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率が上昇し、周産期死亡率が低下していること等を踏まえると、地域の医療提供体制の整備が着実に進んでいるものと考えられる。 さらに、毎年の立ち入り検査結果の活用等により医療法に基づく立入検査の徹底も図られているところであり、日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制の整備が図られているものと評価できる。 しかし、平成２０年１０月に東京都において妊婦死亡事案が発生したほか、妊産婦や小児などの救急患者が救急医療機関や周産期医療機関に円滑に受け入れられない事案が発生しているところであり、引き続き、救急医療体制の充実・強化、医療機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。 （必要性） 人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で、生活の質の向上を実現するため、特にがん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病に対応した医療連携体制を早急に構築する必要がある。また、地域医療については、産科・小児科、へき地等における医師不足等多くの問題が指摘されており、地域医療における重要な課題となっている。救急医療、災害時における医療、医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。さらに、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施する必要がある。 （効率性） 医療計画制度に基づき、都道府県が四疾病五事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより、地域の実情に応じた医療機能の分化・連携を推進することとしているが、国が各種国庫補助等により当該地域の実情に応じた都道府県の取組を支援することから、効率的に医療連携体制の構築が進み、施策目標の達成が図られるものと考えられる。 （有効性） 各種国庫補助等により、救命救急センターやへき地医療拠点病院等が整備されるなど、医療提供体制の整備進み、これに伴い心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率の上昇や周産期死亡率の低下などが見られるところであり、施策目標の達成に向けた有効な取組が進められているものと評価できる。 今後、各都道府県の定める医療計画を通じた医療機能の分化・連携がさらに推進されることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるものと考えられる。 （反映の方向性） 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="2">前年度以上</td><td>各都道府県の医療計画において定められた四疾病五事業に係る医療連携体制の構築率</td><td>%</td><td>前年度</td><td></td><td></td><td>97.8</td><td>毎年度</td><td rowspan="6">人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で、生活の質の向上を実現するため、特にがん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病に対応した医療連携体制を早急に構築する必要がある。また、地域医療については、産科・小児科、へき地等における医師不足等多くの問題が指摘されており、地域医療における重要な課題となっている。救急医療、災害時における医療、医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。さらに、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施する必要がある。</td></tr><tr><td>心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率(上段:生存率、下段:社会復帰率)</td><td>%</td><td>前年度</td><td>8.4 【116.7%】</td><td>10.2 【121.4%】</td><td>集計中</td><td>毎年度</td></tr><tr><td rowspan="2">前年度以下</td><td>周産期死亡率</td><td>%</td><td>前年度</td><td>4.1 【124.2%】</td><td>6.1 【148.8%】</td><td>集計中</td><td>毎年度</td></tr><tr><td>無医地区の数</td><td>箇所</td><td>前年度</td><td>4.7 【97.9%】</td><td>4.5 【95.7%】</td><td>集計中</td><td>毎年度</td></tr><tr><td rowspan="2">前年度以上</td><td>病院への立入検査における指摘に対する遵守率</td><td>%</td><td>前年度</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>21年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>(5年に一度の調査、次回調査は21年度)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>前年度以上</td><td>病院への立入検査における指摘に対する遵守率</td><td>%</td><td>前年度</td><td>97.2 【100.2%】</td><td>96.4 【99.2%】</td><td>集計中</td><td>毎年度</td><td></td></tr></table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	前年度以上	各都道府県の医療計画において定められた四疾病五事業に係る医療連携体制の構築率	%	前年度			97.8	毎年度	人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で、生活の質の向上を実現するため、特にがん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病に対応した医療連携体制を早急に構築する必要がある。また、地域医療については、産科・小児科、へき地等における医師不足等多くの問題が指摘されており、地域医療における重要な課題となっている。救急医療、災害時における医療、医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。さらに、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施する必要がある。	心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率(上段:生存率、下段:社会復帰率)	%	前年度	8.4 【116.7%】	10.2 【121.4%】	集計中	毎年度	前年度以下	周産期死亡率	%	前年度	4.1 【124.2%】	6.1 【148.8%】	集計中	毎年度	無医地区の数	箇所	前年度	4.7 【97.9%】	4.5 【95.7%】	集計中	毎年度	前年度以上	病院への立入検査における指摘に対する遵守率	%	前年度	—	—	—	21年度				(5年に一度の調査、次回調査は21年度)				前年度以上	病院への立入検査における指摘に対する遵守率	%	前年度	97.2 【100.2%】	96.4 【99.2%】	集計中	毎年度	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																								
				18年度	19年度	20年度																																																																
前年度以上	各都道府県の医療計画において定められた四疾病五事業に係る医療連携体制の構築率	%	前年度			97.8	毎年度	人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で、生活の質の向上を実現するため、特にがん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病に対応した医療連携体制を早急に構築する必要がある。また、地域医療については、産科・小児科、へき地等における医師不足等多くの問題が指摘されており、地域医療における重要な課題となっている。救急医療、災害時における医療、医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。さらに、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施する必要がある。																																																														
	心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率(上段:生存率、下段:社会復帰率)	%	前年度	8.4 【116.7%】	10.2 【121.4%】	集計中	毎年度																																																															
前年度以下	周産期死亡率	%	前年度	4.1 【124.2%】	6.1 【148.8%】	集計中	毎年度																																																															
	無医地区の数	箇所	前年度	4.7 【97.9%】	4.5 【95.7%】	集計中	毎年度																																																															
前年度以上	病院への立入検査における指摘に対する遵守率	%	前年度	—	—	—	21年度																																																															
				(5年に一度の調査、次回調査は21年度)																																																																		
前年度以上	病院への立入検査における指摘に対する遵守率	%	前年度	97.2 【100.2%】	96.4 【99.2%】	集計中	毎年度																																																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																			
	経済財政改革の基本方針２００８	平成20年6月27日	「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備を行う。」 「今後は、在宅医療等地域で支える医療の推進、医療者と患者・家族の協働の推進など、国民皆で支える医療を目指して、改革を進める。」																																																																			
	社会保障国民会議最終報告	平成20年11月4日	「「選択と集中」の考え方に基づいて、病床機能の効率化・高度化、地域における医療機能のネットワーク化、医療・介護を通じた専門職種間の機能・役割分担の見直しと協働体制の構築、人的資源の計画的養成・確保など、効率化すべきものは思い切って効率化し、他方で資源を集中投入すべきものには思い切った投入を行うことが必要であり、そのために必要な人的・物的資源の計画的整備を行うことが必要である。」																																																																			
	第171回国会 麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	「救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。」																																																																			
	経済危機対策	平成21年4月10日	「医療機関間の連携強化、地域における医師の確保により地域医療の強化を図る。」																																																																			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること		評価方式	総合 実績 事業	番号	1-2-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	6,821,735	6,504,295	8,898,457	6,417,575		
（ 補 正 後 ）	6,821,735	6,504,295	8,898,457			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	6,821,735 <0>	6,504,295 <0>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	6,821,735 <0>	6,504,295 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②の記載により、省略。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	施策目標の効果は着実に進んでいるため、翌年度以降も、施策目標の達成に向けた取組を行っていく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	施策目標の達成に向けて進展しており、今後も医師、看護師等の不足した状況に対応するため、さらなる医師確保や女性医師、看護師等の離職防止、復職支援の強化を進めていく。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること						番号	I－2－1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費	医療提供体制の基盤整備に必要な経費	2,337,456	458,924		
	A	2	一般	厚生労働本省	医療従事者等確保対策費	医療従事者等の確保対策に必要な経費	6,310,451	5,958,651		
	A	3	一般	地方厚生局	医師等国家試験実施費	医師等国家試験実施に必要な経費	250,550	251,128		
	A	4								
	小計						8,898,457	6,417,575		
対応表に において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表に において○ となっているもの	C	1					<	>		
	C	2					<	>		
	C	3					<	>		
	C	4					<	>		
	小計						の内数	の内数		
対応表に において◇ となっているもの	D	1					<	>		
	D	2					<	>		
	D	3					<	>		
	D	4					<	>		
							の内数	の内数		
合計							8,898,457	6,417,575		
							の内数	の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：医政局

政策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	番号	1 - 2 - 1																																																							
政策の概要	国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、短時間正規雇用の導入の促進を行うとともに、女性医師、看護師等の離職防止、復職支援等を図ることで、医療従事者の確保を行う。																																																									
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																									
	（総合的評価） 平成20年の指標の達成状況は集計中であるが、医師・看護師等の勤務環境を改善し、医師・看護師等の復職・再就業の支援を行うことは、施策目標の達成に関して評価できる施策と考えられ、就業医師数等は毎年確実の増加している。また、例えば、産婦人科医については、産婦人科学会への新入会医師数は、増加傾向に転換しつつあり、政策の効果が一部に出てきていると評価できる。																																																									
	また、医師不足地域に医師を派遣する病院等に対する財政支援を行っており、都道府県が中心となって行う医師派遣人数が増加している。																																																									
	しかし、依然として産婦人科・小児科などの診療科を中心に多くの地域で医師不足問題が深刻であり、地域に必要な医療が適正に提供できるよう、地域の医療従事者を確保するための施策を着実に実施する必要があると考えられる。																																																									
	（必要性） 医療の現場を見ると、高齢化の進展、医療の高度化、医療を巡る紛争の増加、女性医師の増加などを背景に、医療需要が増大するとともに、産科・小児科などの診療科やへき地等で医師不足問題が深刻となっており、地域に必要な医師の確保に効果的な施策を講じ、国民の医療に対する安心・安全を確保するため必要である。																																																									
（効率性） 医療従事者の確保を図るため、必要な養成機関を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない医師、看護師の復職及び再就業の支援を行うことは、施策目標の達成に関して効率的な取り組みであると評価できる。																																																										
（有効性） 医療従事者の確保を図るために、離職防止の観点から、医師の過酷勤務の軽減の解消を進めるとともに、離職した医療従事者の再就業を促す施策が実施され、医療従事者の確保が推進されていることから、施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。																																																										
（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																																										
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																										
<table><tr><td colspan="6">施策目標に係る指標</td></tr><tr><td colspan="6">（達成水準／達成時期）</td></tr><tr><td colspan="6">※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</td></tr><tr><td></td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td>1 就業医師数（単位：人）（一）</td><td>256,668</td><td>—</td><td>263,540</td><td>263,540</td><td>集計中</td></tr><tr><td>2 就業女性医師数（単位：人） （前回調査時以上）</td><td>42,040</td><td>—</td><td>45,222 【107.6%】</td><td>—</td><td>集計中</td></tr><tr><td>3 女性医師バンクの再就業支援件数（単位：人） （前年度以上）</td><td>—</td><td>—</td><td>84 【346.4%】</td><td>291 【105.8%】</td><td>308</td></tr><tr><td>4 就業看護師数（単位：人） （前年度以上）</td><td>797,233</td><td>822,913 【103.2%】</td><td>848,185 【103.1%】</td><td>882,819 【104.1%】</td><td>集計中</td></tr><tr><td>5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数（単位：人） （前年度以上）</td><td>16,830</td><td>16,107 【95.7%】</td><td>16,227 【100.7%】</td><td>16,071 【99.0%】</td><td>集計中</td></tr></table>					施策目標に係る指標						（達成水準／達成時期）						※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）							H16	H17	H18	H19	H20	1 就業医師数（単位：人）（一）	256,668	—	263,540	263,540	集計中	2 就業女性医師数（単位：人） （前回調査時以上）	42,040	—	45,222 【107.6%】	—	集計中	3 女性医師バンクの再就業支援件数（単位：人） （前年度以上）	—	—	84 【346.4%】	291 【105.8%】	308	4 就業看護師数（単位：人） （前年度以上）	797,233	822,913 【103.2%】	848,185 【103.1%】	882,819 【104.1%】	集計中	5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数（単位：人） （前年度以上）	16,830	16,107 【95.7%】	16,227 【100.7%】	16,071 【99.0%】	集計中
施策目標に係る指標																																																										
（達成水準／達成時期）																																																										
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																																																										
	H16	H17	H18	H19	H20																																																					
1 就業医師数（単位：人）（一）	256,668	—	263,540	263,540	集計中																																																					
2 就業女性医師数（単位：人） （前回調査時以上）	42,040	—	45,222 【107.6%】	—	集計中																																																					
3 女性医師バンクの再就業支援件数（単位：人） （前年度以上）	—	—	84 【346.4%】	291 【105.8%】	308																																																					
4 就業看護師数（単位：人） （前年度以上）	797,233	822,913 【103.2%】	848,185 【103.1%】	882,819 【104.1%】	集計中																																																					
5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数（単位：人） （前年度以上）	16,830	16,107 【95.7%】	16,227 【100.7%】	16,071 【99.0%】	集計中																																																					
（調査名・資料出所、備考） - 指標1及び2は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」（大臣官房統計情報部調べ）による。また、平成20年度の数値は、現在集計中であり、平成21年12月公表予定である。 - 指標3は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受けた女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。 - 指標4及び5は、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年2月に公表予定。 - 指標5には助産師確保総合対策事業が含まれており、また再就職した看護職員数は都道府県のナースセンターからの実績報告書を集計したもの。																																																										

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第170回国会における内閣総理大臣所信表明演説	平成20年9月29日	救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足(中略)、いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱な事はありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	医療従事者の資質の向上を図ること		評価方式	総合 実績 事業	番号	1-2-2
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	19,839,065	19,781,644	20,091,122	22,747,663		
（ 補 正 後 ）	19,839,065	19,781,644	20,091,122			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	19,839,065 <0>	19,781,644 <0>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	19,839,065 <0>	19,781,644 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②の記載により、省略。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	臨床研修をはじめ、医療従事者の資質の向上は順調に実施されているところであり、翌年度以降も施策目標の達成に向けた取組を行っていく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	引き続き、施策目標の達成に向けて現在の取組を進めていく。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		医療従事者の資質の向上を図ること					番号	1－2－2		
		予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
		整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療従事者資質向上対策費	医療従事者の資質の向上に必要な経費	20,091,122	22,747,663		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計						20,091,122	22,747,663		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計							20,091,122	22,747,663		
							の内数	の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：医政局

政策名	医療従事者の資質の向上を図ること		番号	1 - 2 - 2																																																									
政策の概要	医療の質と安全を確保するためには、医師をはじめとした医療従事者の資質の向上を図ることが重要な課題である。そのため、医師等の医療従事者の資質の向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師については臨床研修を必修化するとともに、その他の医療従事者に対して各種研修会等を実施している。																																																												
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																												
	(総合的評価) 臨床研修においては、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を身に付けることが目指されており、国としても臨床研修の指導体制の充実のための支援等を行っているところであり、多くの研修医が臨床研修の到達目標が達成できたと自己評価しているところである。 臨床研修のほか医療従事者に対する各種研修の着実な実施や、行政処分を受けた医師・歯科医師・看護師・薬剤師に対して再教育研修を義務付けるなどの取組も行っているところであり、医療従事者の資質の向上について着実に取り組まれていると考えられる。																																																												
	(必要性) 安心・信頼してかけられる医療を確保する観点から、医療従事者の資質の向上は重要であり、医師及び歯科医師について医師免許取得後の臨床研修を必修化した。臨床研修では基本的な診療能力を修得し、医師及び歯科医師としての資質の向上を図っている。また、看護師をはじめとする医療従事者についても、卒後も様々な研修の機会等を通じ、資質の向上が行われており、職能団体等においても認定看護師・専門看護師研修及び認定等の取組をはじめ、資質の向上に向けた各般の取組が行われている。																																																												
	(効率性) 臨床研修については、診療に従事しようとする医師を対象として、基本的な診療能力の修得を目的として必修化されたものであり、必修化に当たり基本的な考え方としている医師としての人格を涵養し、初期診療の基本的な診療能力を修得するためにアルバイトせずに研修に専念できる環境が整備された全国の厚生労働大臣認定の臨床研修指定病院において当該研修を実施しており、施策目標の達成に関し、効率的な取り組みであると考ええる。																																																												
	(有効性) 診療に従事しようとする医師を対象に、幅広く医師として必要な診療能力を身につけることを目指すプログラムによる臨床研修が着実に実施されており、施策目標の達成に向け有効性が高いものと考えられる。																																																												
(反映の方向性) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																																													
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																													
<table><tr><td colspan="6">アウトカム指標</td></tr><tr><td colspan="6">(達成水準／達成時期)</td></tr><tr><td colspan="6">※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td>1</td><td>研修医の臨床研修目標達成度（単位：％）（前年度以上／毎年度）</td><td>—</td><td>—</td><td>64.4</td><td>62.6</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>※施策目標に係る指標1と同じ。</td><td></td><td></td><td>【—】</td><td>【97.2％】</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td></tr><tr><td colspan="6">・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」と回答した研修2年次生の割合。</td></tr><tr><td colspan="6">・ 平成20年以降については、研究は実施されていないが、平成21年5月に臨床研修制度の見直しを行ったところであり、研修医の到達度等について評価する体制を確保すべく検討中。</td></tr></table>					アウトカム指標						(達成水準／達成時期)						※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）								H16	H17	H18	H19	H20	1	研修医の臨床研修目標達成度（単位：％）（前年度以上／毎年度）	—	—	64.4	62.6	—		※施策目標に係る指標1と同じ。			【—】	【97.2％】		(調査名・資料出所、備考)						・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」と回答した研修2年次生の割合。						・ 平成20年以降については、研究は実施されていないが、平成21年5月に臨床研修制度の見直しを行ったところであり、研修医の到達度等について評価する体制を確保すべく検討中。					
アウトカム指標																																																													
(達成水準／達成時期)																																																													
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																																																													
		H16	H17	H18	H19	H20																																																							
1	研修医の臨床研修目標達成度（単位：％）（前年度以上／毎年度）	—	—	64.4	62.6	—																																																							
	※施策目標に係る指標1と同じ。			【—】	【97.2％】																																																								
(調査名・資料出所、備考)																																																													
・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」と回答した研修2年次生の割合。																																																													
・ 平成20年以降については、研究は実施されていないが、平成21年5月に臨床研修制度の見直しを行ったところであり、研修医の到達度等について評価する体制を確保すべく検討中。																																																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																										